

利用者の皆様へ

社会福祉法人
千葉市社会福祉事業団

「苦情受付窓口」の設置について（お知らせ）

社会福祉法第82条の規定により、本事業団では利用者の皆様からの苦情について適切に対応する体制を整えております。

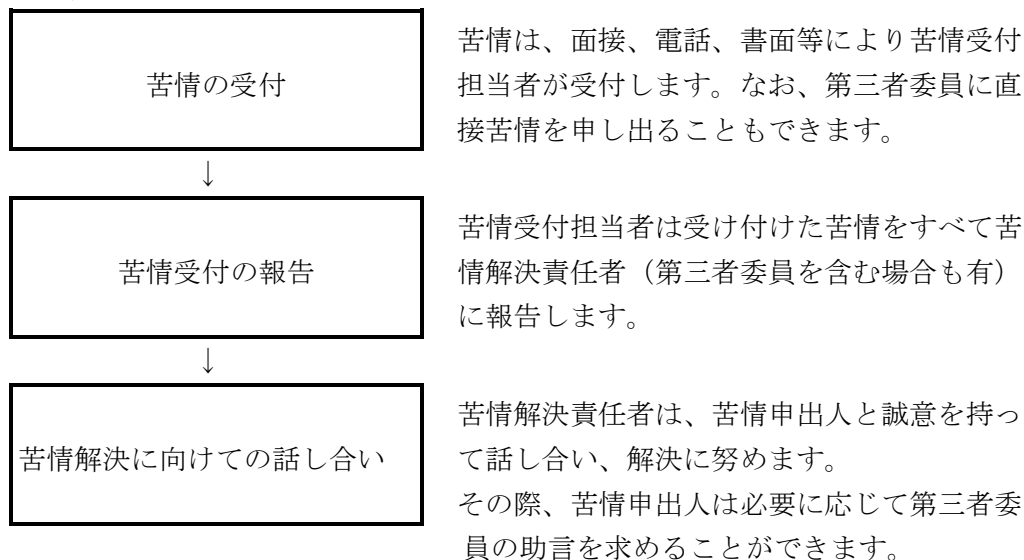
各施設における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のとおり選任し、苦情解決に努めることとしておりますので、お知らせいたします。

記

- 1 苦情解決責任者 千葉 和（ことぶき大学校事務局長 連絡先 209-8827）
- 2 苦情受付担当者 菊入 由美子（主任主事 連絡先 209-8827）
- 3 第三者委員 熊野明夫氏（弁護士 連絡先：事業団事務局 209-8815）
栗原春江氏（人権擁護委員 連絡先：事業団事務局 209-8815）

※第三者委員は常勤しておりませんので、お電話をいただいた時点で事業団事務局が相談日等を調整し、直接お話ししていただきます。

4 苦情解決の手順



詳しくは 菊入 由美子 まで